

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 県は、<u>市町</u>と密接に連携し、関係機関及び県民の協力のもとに、次に掲げる方針に基づいてこの要綱に定める土地利用対策を推進するものとする。</p> <p>(1) 土地利用基本計画その他の県及び<u>市町</u>の長期計画又は構想及び公共施設の整備に関する計画等の土地利用に関する計画に即応した秩序ある開発及び調和のとれた土地利用を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 県は、開発行為等（開発行為及びそれに<u>付随する</u>行為をいう。以下同じ。）の情報を知り得たときは、<u>市町</u>と連携して可能な限りにおいて当事者及び関係者から情報を収集するなど、前項に定める方針に基づいて必要な調整を行うとともに、当事者を指導するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第5条 この要綱は、次に掲げる開発事業については、適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は株式会社（<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有株式会社を含む。</u>）が行う開発事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第10条</u>に基づき許可を得て行う災害防止のための開発事業</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 鉱業法（昭和25年法律第289号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）その他事業を行うに<u>当たり</u>事業認可等の行政処分を必要とする法令の規定に基づき、これらの処分を受けて行う開発行為</p> <p>(11)～(13) 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 県は、<u>市町村</u>と密接に連携し、関係機関及び県民の協力のもとに、次に掲げる方針に基づいてこの要綱に定める土地利用対策を推進するものとする。</p> <p>(1) 土地利用基本計画その他の県及び<u>市町村</u>の長期計画又は構想及び公共施設の整備に関する計画等の土地利用に関する計画に即応した秩序ある開発及び調和のとれた土地利用を図ること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 県は、開発行為等（開発行為及びそれに<u>付随する</u>行為をいう。以下同じ。）の情報を知り得たときは、<u>市町村</u>と連携して可能な限りにおいて当事者及び関係者から情報を収集するなど、前項に定める方針に基づいて必要な調整を行うとともに、当事者を指導するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第5条 この要綱は、次に掲げる開発事業については、適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、<u>株式会社又は有株式会社</u>が行う開発事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第9条</u>に基づき許可を得て行う災害防止のための開発事業</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 鉱業法（昭和25年法律第289号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）その他事業を行うに<u>あたり</u>事業認可等の行政処分を必要とする法令の規定に基づき、これらの処分を受けて行う開発行為</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p><u>（書類の経由）</u></p>

<p>(開発行為の事前協議)</p> <p>第6条 略</p> <p>(事業計画の内容及び策定基準)</p> <p>第7条 前条の事業計画に定めるべき事項は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 事業者は、事業計画の策定にあたっては、開発区域が所在する市町 (以下「所在市町」という。) の長及び地域住民の意向を尊重し、第9条第1項に定める指導基準に適合する計画を策定するよう努めなければならない。</p> <p>(市町長との協議)</p> <p>第8条 知事は、第6条の規定により提出された開発行為事前協議申出書を受理したときは、所在市町の長と当該事業計画の内容を協議するものとする。この場合において、市町長は、利害関係者、地域住民、関係機関等の意見を勘案して、当該開発行為の適否等について開発行為に関する意見書(様式第2号)を提出することができるものとする。</p> <p>(事前協議申出の指導及び通知)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の指導に当たっては、知事は、所在市町の長と協議するとともに、長崎県土地利用調整会議に協議させるものとする。</p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>第10条 開発行為について、第6条の規定により事前協議を行った事業者が事業計画を変更しようとするときは、開発行為事前協議変更申出書(様式第4号)を提出し、知事と再協議をするものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前4条の規定は、第1項の再協議について準用する。</p>	<p>第6条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、<u>開発区域が振興局の管内にある場合にあつては当該振興局の長を経由するものとする。</u></p> <p>(開発行為の事前協議)</p> <p>第7条 略</p> <p>(事業計画の内容及び策定基準)</p> <p>第8条 前条の事業計画に定めるべき事項は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 事業者は、事業計画の策定にあたっては、開発区域が所在する市町村 (以下「所在市町村」という。) の長及び地域住民の意向を尊重し、第10条第1項に定める指導基準に適合する計画を策定するよう努めなければならない。</p> <p>(市町村長との協議)</p> <p>第9条 知事は、第7条の規定により提出された開発行為事前協議申出書を受理したときは、所在市町村の長と当該事業計画の内容を協議するものとする。この場合において、市町村長は、利害関係者、地域住民、関係機関等の意見を勘案して、当該開発行為の適否等について開発行為に関する意見書(様式第2号)を提出することができるものとする。</p> <p>(事前協議申出の指導及び通知)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の指導にあつては、知事は、所在市町村の長と協議するとともに、長崎県土地利用調整会議に協議させるものとする。</p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>第11条 開発行為について、第7条の規定により事前協議を行った事業者が事業計画を変更しようとするときは、開発行為事前協議変更申出書(様式第4号)を提出し、知事と再協議をするものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第7条(開発行為の事前協議)、第8条(事業計画の内容及び策定基準)、第9条(市町村長との協議)及び第10条(事前協議申出の指導及び通知)の規定は、第1項の再協議について準用する。</p>
---	--

<p>(事前協議申出人等の変更の届出)</p> <p>第11条 第6条の規定による開発行為に係る事前協議を終了した事業者は、地位の承継があったとき及び次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を事前協議事項変更届(様式第5号)により知事に届け出るものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(事前協議の効力の失効等)</p> <p>第12条 開発行為に係る事前協議にあつては、次に掲げる場合には、事前協議を行わなかつたものとみなす。</p> <p>(1) 第9条第1項の規定により知事が事前協議の終了を通知した日から起算して2年(長崎県環境影響評価条例(平成11年長崎県条例第27号)に基づき環境影響評価の対象事業となつていないものにあつては、3年)を経過したとき(開発行為に係る個別法令の規定による許可又は認可等を受けたものを除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(開発協定)</p> <p>第13条 事業者は、第6条の規定による開発行為の事前協議の手續と併せて、所在市町(当該開発行為により、隣接市町の区域に影響が及ぶおそれがあるものにあつては、隣接の市町を含む。以下この条において同じ。)の長と協議し、開発行為についての協定(以下この条において「開発協定」という。)の案を定め、開発行為に係る個別法令の規定による許可又は認可等を受けた後、これを締結するものとする。ただし、所在市町の長が開発協定を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、所在市町の長との間に開発協定を締結したときは、その写しを添え、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(工事着手届等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事業者は、工事の休止又は廃止をするに当たつては、当該休止又は廃止によつて災害が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、自然環境との調和を図りつつ</p>	<p>(事前協議申出人等の変更の届出)</p> <p>第12条 第7条の規定による開発行為に係る事前協議を終了した事業者は、地位の承継があったとき及び次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を事前協議事項変更届(様式第5号)により知事に届け出るものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(事前協議の効力の失効等)</p> <p>第13条 開発行為に係る事前協議にあつては、次の各号に該当するときは、事前協議を行わなかつたものとみなす。</p> <p>(1) 第10条第1項の規定により知事が事前協議の終了を通知した日から起算して2年(ただし、長崎県環境影響評価条例(平成11年長崎県条例第27号)に基づき環境影響評価の対象事業となつていないものにあつては、3年)を経過したとき。ただし、開発行為に係る個別法令の規定による許可又は認可等を受けたものを除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>(開発協定)</p> <p>第14条 事業者は、第7条の規定による開発行為の事前協議の手續と併せて、所在市町村(当該開発行為により、隣接市町村の区域に影響が及ぶおそれがあるものにあつては、隣接の市町村を含む。以下この条において同じ。)の長と協議し、開発行為についての協定(以下この条において「開発協定」という。)の案を定め、開発行為にかかるとる個別法令の規定による許可又は認可等を受けた後、これを締結するものとする。ただし、所在市町村の長が開発協定を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、所在市町村の長との間に開発協定を締結したときは、その写しを添え、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(工事着手届等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 事業者は、工事を休止又は廃止するに当たつては、当該休止又は廃止によつて災害が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、自然環境との調和を図りつつ</p>
--	--

その復旧に留意するものとする。

(事故等の報告)

第15条 事業者は、当該開発事業に係る工事の施行により災害又は事故が発生したときは、直ちに、その旨を知事及び所在市町の長に報告するものとする。
(知事又は市町長の指導等)

第16条 知事又は所在市町の長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができるものとする。

(違反者に対する措置)

第17条 知事は、開発行為の事前協議をしないで開発行為を行っている者又は事前協議の内容に適合しない開発行為をしている事業者があるときは、事業者又は工事施行者に対して、必要な措置を講ずることを指導し、又は助言するものとする。

別表第1 事業計画に定めるべき事項 (第7条関係)

(1)及び(2) 略

別表第2 事業計画の指導基準 (第9条関係)

指導項目	指導細目	指導基準
1～7 略		
8 自然環境の保全に関する事項	(1) 略 (2) <u>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例</u> (<u>平成20年長崎県条例第15号</u>) に基づき指定された次に掲げる地域内の土地に関する事項 ア～ウ 略 (3)～(8) 略 (9) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (<u>平成14年法律第88号</u>) に基	略

の復旧に留意するものとする。

(事故等の報告)

第16条 事業者は、当該開発事業に係る工事の施行により災害又は事故が発生したときは、直ちに、その旨を知事及び所在市町村の長に報告するものとする。
(知事又は市町村長の指導等)

第17条 知事又は所在市町村の長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができるものとする。

(違反者に対する措置)

第18条 知事は、開発行為の事前協議をしないで開発行為を行っている者又は事前協議の内容に適合しない開発行為をしている事業者があるときは、事業者又は工事施行者に対して、必要な措置を講ずることを指導又は助言するとともに、当該開発行為に係る個別法令の規定に基づく手続を行うものとする。

別表第1 事業計画に定めるべき事項 (第8条関係)

(1)及び(2) 略

別表第2 事業計画の指導基準 (第10条関係)

指導項目	指導細目	指導基準
1～7 略		
8 自然環境の保全に関する事項	(1) 略 (2) <u>長崎県自然環境保全条例</u> (<u>昭和48年長崎県条例第53号</u>) に基づき指定された次に掲げる地域内の土地に関する事項 ア～ウ 略 (3)～(8) 略 (9) <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u> (<u>大正7年法律第32号</u>) に基づき設定された鳥獣保護区	略

<p>づき設定された鳥獣保護区特別保護地区の区域内の土地に関する事項 (10)及び(11) 略</p>		<p>特別保護地区の区域内の土地に関する事項 (10)及び(11) 略</p>	
---	--	---	--

様式第1号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「第7条」を「第6条」に改め、「(ただし、振興局、支庁の管内は3部)」を削り、「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

様式第2号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に、「第9条」を「第8条」に改め、

<p>地方自治法第2条第4項に基づく基本構想</p>	<p>計画期間 年～年</p>	<p>(注) 基本構想を定めていない場合、又は既存計画に適合しない場合は、策定又は改定の取り組みの見込み及び当該計画の位置付けに対する考え方を記述する。</p>
----------------------------	---------------------	--

」を削る。

様式第3号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に、「第7条」を「第6条」に改める。

様式第4号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、「(ただし、振興局、支庁の管内は3部)」を削る。

様式第5号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に、「第12条」を「第11条」に改める。

様式第6号から様式第10号までの各様式中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。